

シンポジウム  
セクシュアル・ハラスメントの根絶と  
被害者の救済のために  
—人権侵害と差別の視点で問い直す—  
—報告書—

日時：2018年11月15日（木）午後6時～午後8時

場所：弁護士会館17階1701ABC会議室

主催：日本弁護士連合会

共催：東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会

※本報告書は，シンポジウムにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり，当連合会の公式な見解ではありません。

シンポジウム  
セクシュアル・ハラスメントの根絶と被害者の救済のために  
—人権侵害と差別の視点で問い直す—

---

〈プログラム〉

I 開会挨拶 3 頁

日本弁護士連合会副会長 岡崎 由美子

II 基調講演 「セクハラは性差別・人権侵害—国際スタンダードからみた日本の課題」

青山学院大学法学部教授 申 恵丰 氏 4 頁

III アンケート・判例報告 1 2 頁

日弁連両性の平等に関する委員会委員 栗原 岳史

IV パネルディスカッション

「セクシュアル・ハラスメント根絶と被害者の救済—人権侵害と差別の視点」 1 6 頁  
(登壇者)

青山学院大学法学部教授 申 恵丰 氏

メディアで働く女性ネットワーク代表世話人 林 美子 氏

日弁連両性の平等に関する委員会特別委嘱委員 角田 由紀子

(コーディネーター)

日弁連両性の平等に関する委員会委員 相原 わかば

V 閉会挨拶 3 5 頁

日弁連両性の平等に関する委員会特別委嘱委員 山本 真由美

(司会) 定刻になりましたので、日本弁護士連合会主催のシンポジウム「セクシュアル・ハラスメントの根絶と被害者の救済のために人権侵害と差別の視点で問い直す」を開催いたします。本日は、お忙しい中、本シンポジウムにお越しいただき、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただく弁護士の山本真由美と申します。最後まで、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、その成果普及のため、会場での写真撮影及び録音を行っております。出演者のみ撮影し、皆様のお顔は映らないように後方から撮影はするのですが、もし差し支えの方がいらっしゃいましたら、後方のほうに移動をお願いいたします。または、受付、もしくは会場の係の者までお知らせください。なお、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定してください。無断での写真、動画撮影、録音は御遠慮願います。

それではシンポジウムに先立ちまして、当連合会副会長の岡崎由美子弁護士から、開会の御挨拶をさせていただきます。岡崎副会長、よろしくお願いいたします。

## I 開会挨拶

### 日本弁護士連合会副会長 岡崎 由美子

(岡崎) 皆様、こんにちは。日本弁護士連合会副会長の岡崎由美子と申します。本日のシンポジウムの題名は、「セクシュアル・ハラスメントの根絶と被害者の救済のために」ということで開催させていただきます。本シンポジウムは、日本弁護士連合会主催、そして、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の共催で開催させていただきます。私たち弁護士は、全国各地でこのセクシュアル・ハラスメントの被害に向き合い、これまでも取り組んでまいりました。しかし、我が国では、本当にセクシュアル・ハラスメントの被害者が声を上げづらいというのが実情であり、しかも、せっかく声をあげても、被害回復に非常に壁があって、その壁に阻まれて、被害救済が簡単にいかないということを感じてまいりました。

本年、財務省官僚のセクハラ問題が国会でも取り上げられるなど、大きくクローズアップされましたが、このときの政府、とりわけ、財務大臣が、「セクハラ罪ってあるの」という開き直った発言をしました。このとき本当に私は許せないといいますが、今思い出しても、本当に怒りを抑えることができません。

こういった実情の中で今回のシンポジウムは、セクハラが重大な人権侵害であるということをお知らせし、そして、その背景や原因を探って、国際的なスタンダードはどうなっているのか。また、我が国の制度や働く女性の実情を踏まえて、被害者を救済して、セクハラを無くしていくためには、何が必要なのかということを考えるために企画されたものでございます。

今回は、このシンポジウムを開催するに当たりまして、全国の弁護士に対して、セクハラについての取扱事件に関するアンケート調査を行いましたところ、ちょうど 100 件という数のアンケート結果が寄せられたということでございます。多種多様な回答結果が寄せられ、本日皆様のお手元にあるこのシンポジウムの資料集の中に、ちょっと細かい字ですが、あげさせていただいておりますので、詳細についてぜひ皆様も見てくださいと思いますし、後にアンケート、判例報告ということで報告させていただくことになっております。

さて、第 1 部では、青山学院大学の申惠丰教授に「セクハラは性差別・人権侵害—国際スタンダードからみた日本の課題」というタイトルで、諸外国の状況や制度などについて、御講演をいただくことになっております。

続いて、アンケートと判例報告を経まして、第 2 部では、シンポジウムとして、当連合会の両性の平等に関する委員会委員の相原わかばさんをコーディネーターに、また申教授、それからメディアで働く女性ネットワーク代表世話人の林美子さん、それから当連合会の両性の平等委員会の特別委嘱委員でおられる角田由紀子さんの 3 人の方をパネリストにお迎えしまして、このセクハラ事件における被害者救済の方策や、被害の深刻な実態、セクハラに関する法制度、法整備の在り方などについて、議論を行うということになっております。セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、皆様と一緒に考える実り多いシンポジウムになるということを期待しまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(司会) 岡崎副会長、お忙しい中、どうもありがとうございました。

それでは早速基調講演を始めたいと思います。青山学院大学法学部教授の申惠丰先生に御講演していただきます。申先生の詳しいプロフィールは、資料 1 にありますので、そちらを御覧ください。講演タイトルは、「セクハラは性差別・人権侵害—国際スタンダードからみた日本の課題」です。それでは申さん、よろしく願いいたします。

## II 基調講演 「セクハラは性差別・人権侵害—国際スタンダードからみた日本の課題」

### 青山学院大学法学部教授 申 惠丰 氏

(申) 皆様、こんばんは。よろしく願いいたします。お手元にパワーポイントを印刷したものがいっているかと思いますが、時間が限られておりますので、適宜端折りながら、お話ししてまいります。

セクハラは性差別であり、人権侵害であること、それに対して国際人権基準からすればどのような取り組みが求められているのかを考えることが今日のテーマです。私は国際人権法が専門ですので、国際人権法の国内実施において、各国がどのようにやっているかと、

いう比較法の観点でよく研究をしております。本日は、セクハラに対して諸外国がどのような法規制をしているか、国際人権法からみた場合に、どのような法規制が求められるのかということを考えてまいりたいと思います。

セクハラ多発の日本の現状は、御承知のとおりですね。このグラフは内閣府の男女共同参画局の資料ですけれども、均等法に関する相談件数の中でも、セクハラは非常に大きな割合を占めております。今年の4月、表面化した財務省財務次官のセクハラ疑惑ですけれども、それが発生したときの日本の政府の対応が非常にお粗末であった。またそれだけではなくて、日本の法制度そのものに非常に不備があるということが明らかになった事例でした。

このとき、日本にはセクハラ罪というものはないとされ、そのことが閣議決定までされたということがありました。確かに、セクハラ罪という罪名が刑法にないというのは事実で、日本法では、セクハラに関しては均等法の規定で、事業主に雇用管理上の措置を求めた規定と、省庁に関して同様の義務を定めた人事院規則ぐらいしかないという現状です。すなわち、日本の法律では、セクハラについて、これこれの行為はセクシュアル・ハラスメントであるという定義をした上で明文で禁止した法規定はない、というのが現状です。

セクハラの問題を人権の観点からどのように捉えるべきかということですが、まず、明確にしなければいけないことは、セクハラは性差別であるということなんですね。被害者の多くは女性ですので、女性差別でもあるわけですけれども、中には男性が被害者になる場合もあるので、一応性差別と書いてあります。

性差別ということは、すなわち人権侵害であるということになります。国際人権法では、すべての人に人権があり、いかなる理由によっても差別をしないというのが、最も基本的な原則として認められてきています。セクハラは、女性が女性であるがゆえに、嫌がらせをされ、職場で働けなくなる、学校で勉強できなくなる、という扱いをする点で女性差別であるということになります。

この新聞記事は、今年の5月ですね、先ほどの財務省の事件が表面化した後に、今、日本で教壇に立たれているロニー・アレキサンダーさんが、インタビューに答えていらしたときの記事です。アレキサンダー教授は、アメリカのイエール大学で学生だったときに、音楽の指導をしてくれた方にセクハラをされ、レイプもされるわけですが、それが機となって、結局音楽を続けていくことができなかったということを切々と語っていらっしゃいます。

ここでは、自分はそれで音楽をやめざるを得ず、それが今でも悔しいと語っておられますけれども、セクハラによって勉強が続けられなくなるとか、職場にいられなくなるといったことは、人間にとって、自分の進路を変えざるを得ないということにもなるわけで、働く権利、勉強する権利というものが自体が阻害される、大変大きな人権侵害になるということが明らかだと思います。

そして、アレキサンダーさんは、セクハラが性差別であり、人権侵害であるということ

にもっと意識をもってほしいということを語っておられました。

また、セクハラが起きるのは多くの場合は、対等な者同士ではなくて、上司と部下、先輩と後輩といった権力関係にある間柄であるということにも注意を喚起しておられます。そして、権力を持っている人々が男性であることが多い社会では起きやすいということを語っておられます。

このように、人権問題としてみた場合に、セクハラは性差別の一類型と考えることができるんですね。多くの諸外国では、セクハラは性差別の一つの類型として、差別禁止法で禁じられていることが多いです。差別禁止法が国によっては分野ごとに、例えば人種差別禁止法、性差別禁止法、障害者差別禁止法というふうにある場合もありますし、包括的な差別禁止法を持っている国もあります。国によって違うんですけども、これについては、後で述べたいと思います。

また、国によっては、刑法でセクハラ罪という規定を置いています。例えばフランスです。これも後で触れたいと思います。国際人権法では、基準になるのは女性差別撤廃条約なのですが、これは国連で採択されてきた人権条約の一つです。そして、この女性差別撤廃条約のもとでは、女性差別撤廃委員会という条約上の委員会が置かれています。これは国連の人権条約全てそうなのですが、その条約を各国が守っているかどうかをチェックする委員会が置かれて、報告制度などを運用しています。各国に報告を出させて、5年に一度ぐらいの割合で定期的に国内実施の状況をウォッチする制度です。

このスライドの写真は、国連の欧州本部があるスイスのジュネーブにあります国連人権高等弁務官事務所の建物です。国連の本部はニューヨークですが、人権に関する会合はすべて国連のジュネーブのオフィスで行っているんですね。元は国際連盟があった建物です。この中で、人権条約の委員会が、政府が出した報告書を質疑応答の形で審査するというのをやっています。そして、各国がどこを改善すべきか、ということについて所見を出したり（「総括所見」）、あるいは、条約の規定の解釈について、全締約国に向けて、委員会の意見を述べたり（「一般的意見」ないし「一般的勧告」）します。

女性差別撤廃条約は、1条で女性差別を定義しているのですが、それはこのような定義です。「性にに基づく区別や排除であって、いかなる分野においても、女性が男性と平等の立場で人権を認識、享有、行使することを害し、または無効にする効果または目的を有するもの」という定義です。

ここには、実は、セクハラを含めた性暴力に関する明文規定はないんですね。ただ、女性差別撤廃条約の委員会は、性暴力、ほとんどもっぱら女性が受ける性暴力（ジェンダー暴力）は、女性が女性であるがゆえに受ける、そういう暴力であるので、それは女性差別であるとみなしています。

つまり、1条の定義自体には、暴力とかセクハラとかという文言は入っていないのですが、女性が女性であるがために、セクハラを含む性暴力を受けるとすると、それは条約上の差別であるというふうに解釈しています。そして、セクハラもその一種として国に対策

を求めているんですね。

報告制度で委員会が出す文書は大きく分けて二つありまして、一つは、女性差別撤廃条約の場合は、「一般的勧告」というのですが、全締約国に宛てた文書です。日本なら日本という、個別の締約国に対して出すものは、「総括所見」と呼ばれます。

委員会が採択した「一般的勧告」の 19 番目のもので、一般的勧告 19 というものがありまして、女性への暴力がテーマなのですが、その中で委員会はこのように述べています。ジェンダーに基づく暴力は、女性差別の一形態であると。1 条の差別の定義は、女性が女性であるがゆえに向けられる暴力を含むというふうに述べています。この考え方が、今の国際人権法で広く受け入れられている性暴力の捉え方ということになります。

セクハラに関しても、同じ一般的勧告の中でさらに詳しく述べています。職場でセクハラを受けると、雇用の平等が著しく害されるとか、安全衛生の問題になる、差別になるということ述べています。

そして、締約国は、あらゆる形態のジェンダー暴力、セクハラを含めて撤廃するための措置をとるべきであるし、また、裁判官、法の執行に関わる係官、その他公務員へのジェンダーに配慮した研修が必要であると述べています。

また、セクハラを含めてあらゆる形態の性暴力から、女性を保護するための効果的な法的措置をとるべきであると述べています。したがって、セクハラを受けた場合にきちんと国の法制度で救済をしなければいけないということになるんですね。条約上、女性の権利保護のための救済に関する規定がありますが、セクハラに関してさらに委員会が敷衍したものが、この部分ということになります。

日本は、この条約を 85 年に批准しまして、いくつかの法改正が行われて、均等法自体もそのとき制定されたわけですけれども、不十分な点が多々あって、性暴力、セクハラ関係は、その一つということになると思います。また、条約 1 条にいう差別の定義には、差別の目的または「効果」を持つものということを含んでいますので、夫婦別姓を認めない日本の民法の規定が、差別的効果があるのではないかと、つまり間接差別ではないかといった点も、別途に問題になっているところです。

これは委員会から日本が個別に受けた総括所見の表紙の写しですけれども、日本の法制度のどこに問題があるかということ指摘された 2016 年の所見です。日本は毎回同じようなことを言われているのですが、セクハラに対して十分な禁止規定がない、制裁措置がないということや、ILO の 111 号条約を批准するべきだという勧告も受けています。ILO は、190 近い条約を作っているのですが、111 号条約というのは、雇用における差別に関する条約なんですね。これは ILO の中でも、最も基本的な条約の一つなのですが、日本は批准していない。日本は ILO の条約については非常にわずかしこ批准していないので、女性差別撤廃委員会からもこのような勧告をされています。女性差別撤廃条約は 2 条の (c) で、差別となる行為からも、女性を差別行為から効果的に保護しなければいけないとしています。それがもちろんセクハラにも関係してくるということになります。

ここからは諸外国の法制を見ていきたいのですが、多くの国では、性差別の一類型としてセクハラをきちんと規定しています。一つは、アメリカのいわゆる公民権法ですけれども、Title VIIで、公的・私的雇用者、労働組合、雇用者団体による差別を禁止しています。差別禁止事由の一つである「性」はセクハラを含むとされています。性を理由として人（応募者又は被用者）にハラスメントをすることは違法であるということです。また、被害者は男性でもあり得るし、加害者も男性女性ともどちらでもあり得るということが明らかにされています。これはアメリカの公民権法のセクハラの解釈ですけれども、公民権法のウェブサイトにも載っている情報の一つです。

そして、この公民権法の Title VIIに違反する申立てについては、もちろん裁判もできますけれども、平等雇用機会委員会（EEOC）というところにまず申立てをするという制度になっています。これはいわゆる国内人権機関の一つなんですね。これが EEOC のウェブサイトのページです。EEOC は様々な差別禁止に関する連邦法を所轄している組織なのですが、ハラスメントも扱っている。元々は、公民権法 Title VIIを執行するために作られた組織で、そのほかの様々な差別禁止に関する連邦法を所管して、今に至っています。

この委員会は差別の申立てを受けると、調査をして、調停をすることができるんですね。調停でもし解決できなければ、訴訟を提起できるということになっています。実際の現状を見ますと、公民権法 Title VIIの差別による申立ての内訳を見ると、「性」というのが、大体3割ぐらいを毎年占めています。かなり多いとっていいと思います。

そして、どのように解決されているかということを見ますと、この表では2ページにまたがっていますが、セクハラ申立のケースのうち、最後の、本案について解決したものは、昨年で言うと22%ぐらいとなっています。

それで、Title VII 違反に対してどのような救済があるかといいますと、当初は、差別がなかったならば申立人がいたであろう元の地位に戻すとか、そういうエクイティ的な救済が主だったのですが、現在は、意図的な差別の場合には、損害賠償と懲罰的な賠償も可能ということになっています。これは雇用者の規模によるのですが、何人から何人までの被用者がいる場合にはここまでの上限額というふうに、金額がきちんと定められています。

そして、この EEOC でもし解決できなければ、裁判ということになりまして、EEOC 自身が提訴することができます。本当の裁判になりますと、もっと多額の賠償が命じられることになりまして、これは後でパネルディスカッションのときにお話しできればと思いますが、例えば職場での教育・訓練をしなさいとか、様々な再発防止の措置を命じられることがあります。

それからアメリカ法としては、教育に関しては、連邦教育改正法（Title IX）という法律があって、その中で性差別に関する規定があります。それによると、いかなる者も、連邦の財政支援を受けている教育プログラムや活動において、差別を受けないというものですが、これがセクハラを含む形になっています。そして、連邦教育省の市民権局というところが、この法の執行を担当しているのです。以上がアメリカです。



このような差別禁止関係の法律が、各国には必ずといっていいほどあります。私たちがイメージする先進国という国にはみんなあるんですね。これはオーストラリアの性差別禁止法のパンフレットです。オーストラリアは、性差別、障害者差別、人種差別、年齢差別という四つの差別禁止法を持っていて、これは性差別禁止法のパンフレット。性差別禁止法がセクハラを含む形になっています。これは一般の人向けにどういうことがセクハラになるかということを知するパンフレットになっています。

オーストラリアの差別禁止法は、公的生活の分野つまり、雇用とか教育とか住居とか、財やサービスの提供における差別を対象としています。これはスタンダードなパターンで、大体こういう公的生活の分野をカバーするものが、どの国も多いです。このような公的生活の分野を対象として、セクハラも含めた差別を禁止していて、禁止された差別を受けた人は、オーストラリア人権委員会に申立てをするという仕組みになっています。このスライドの写真はオーストラリアの連邦の国内人権機関です。ここが申立てを調査して、調停を行う。加害者を呼び出して調停を行うんですね。もし、それで解決されなければ、連邦裁判所に提訴することもできるということになっています。

この国内人権機関という存在が、日本にはないんですね。しかし、今現在、世界の120か国で、こういう組織が置かれています。そして、人権に関する様々な広い権限を持って調査をしたり、公的機関に勧告したり、差別の申立てを受理したりということを行っています。

次がイギリスですけれども、イギリスは、当初は人種差別撤廃条約に入ったことをきっかけに、人種関係法という法律を作っていて、その他に性差別禁止法などいろいろ作ってきたのですが、2010年になって、それらを一つにまとめた包括的な人権法である「平等法」を制定しました。このイギリス平等法は、先ほどのオーストラリアと同様なのですが、公的生活の分野に適用されるものですが、なおかつイギリスの場合は、公的機関には平等を推進する義務があるとして、さらにポジティブな義務付けを公的機関に行っているんですね。これが法律の最初のページですけれども、内容は、様々な事由による差別をカバーして、その差別としては直接差別、間接差別、ハラスメント、被害者への報復という四つをカバーしています。

ハラスメントは、そこで定義されているとおり、上で述べた差別禁止事由による歓迎されない行為であって、人の尊厳を侵害するか、またはその人に対して脅迫的、敵対的、侮辱的な環境をつくるものといったように定義されています。これはごく普通というか、共通の、かなり世界的にコンセンサスがあるハラスメントの定義だと思います。

これがイギリスの平等・人権委員会で、平等法を管轄するイギリスの国内人権機関です。そのホームページの写真です。

この委員会は、申立てももちろん受け付けるのですが、日常的に普段から何が差別に当たるかというような情報提供を幅広くやる作業を行っています。人権教育も行っています。申立てを受けて、差別が本当にあったと認めた場合には、加害者に対して是正措置を命じ

たり、どういう再発防止策をとりますかというアクションプランを出させたりするんですね。

さらに、個人が訴訟を自ら起こしたいという場合に、委員会は法的にサポートしますし、そういう事案で委員会が裁判所に書面を出すこともできます。1 か所、24 頁の下段のスライドの最後の行については訂正をお願いしたいのですが、「自ら訴訟提起はせず」というのは私の勘違いで、正しくは、委員会が自ら訴訟提起することもできるということでした。申し訳ありません。

このように、ヨーロッパの国では、差別禁止法の取組が進んでいるのですが、これは実は EU 法の影響も非常に大きいんですね。EU 法というのは、基本条約 (EU 条約と EU 運営条約)、及び、「規則」、「指令」といった派生法の一群になります。

この EU 法の中で、様々な差別禁止に関する指令が作られていまして、直接差別、間接差別、ハラスメント、被害者への報復を国内で各国は禁止せよとなっているんですね。ですから、イギリスの平等法もこれに沿った形で国内法化しているわけです。このような指令ができてるのは、EU の運営条約の中で、性や、性的指向なども含めて、差別撤廃に取り組むということが明記されているからなんですね。

今日は、スライドでは省略しましたが、例えばドイツなども、この EU の指令を受けて、国内で法律を作って、やはり同じように直接差別、間接差別、ハラスメント、被害者への報復という四つの類型を禁止しています。

それから、刑法でセクハラを規定している例としてフランスがあります。これはフランス刑法の 222-33 条で、部分的に訳を付けてありますけれども、セクハラは定義です。1 項は、繰り返し行われる場合ですけれども、繰り返しでなくとも、違反になる場合があるということが示されています。

このフランスの刑法の規定は非常に細かいのですが、実は、一つ前の法律は、もう少し簡単な定義だったんですね。それが罪刑法定主義の観点から、定義が緩すぎるということで違憲訴訟が起きまして、憲法院が違憲の判断を出した結果、法改正をして、より細かい構成要件を盛り込んだ法規定になっています。

そして、このセクハラ罪の規定に違反した場合には、禁錮刑と 3 万ユーロの罰金、さらに悪質な場合には、3 年の禁錮と 4 万 5,000 ユーロの罰金ということになっています。

次に、韓国ですけれども、韓国は、国内人権機関である国家人権委員会があります。この国家人権委員会が様々な差別を扱うのですが、その中でセクハラは既に含まれていました。ただ、にもかかわらず韓国でもセクハラが非常に多く起きていたので、「雇用の平等及び仕事と家庭の両立の支援に関する法律」という新しい法律が作られました。ただ、これは今年施行されたばかりで、まだ非常に新しい法律です。韓国ではセクハラをソnghwon というんですけど、その 2 条 2 項にこのように定義されています。ここで上級者というのは上司のことで、事業主、上司もしくは労働者が職場などの地位を利用して、または業務に関連して、性的言動等により性的屈辱感を与えること、といった定義がされて

います。

そして、それを「行ってはならない」という禁止規定がしっかり入っていますし、セクハラ防止の教育を行う事業主の義務も規定されています。それから、セクハラを申告した人に報復的な扱いをしてはいけないという規定も入っています。それから、懲役と罰金と過怠料という規定ですね。

それから、これはカナダですけれども、カナダも連邦と州と両方に人権法があります。そして、性差別はもちろん禁止で、その中にセクハラも入っています。カナダの連邦の人権法を所轄するのがカナダの人権委員会です、これはそのホームページですけれども、この人権委員会は、カナダ人権法の規定する 11 の差別禁止事由（「性」にセクハラを含む）についての申立てを受理して調停をします。もし解決されなければ、カナダ人権審判所に付託できるということになっています。セクハラは性差別のやはり一類型ということになっています。

このように諸外国の例を見てきますと、やはり多くの国は、人種差別撤廃条約とか女性差別撤廃条約に入ったことを契機として、差別を禁止する国内法を整備している。併せて、国内人権機関において、その法律を所轄させるという流れにあると聞いていいと思います。

そのように考えた場合に、日本の今の法制度というのは、セクハラをきちんと定義して禁止した規定もなければ、国内人権機関もないという、ないない尽くしの状態だということなんです。今年9月の毎日新聞の記事です。群馬の水上町の町長がセクハラをしたという件で、やはり第三者機関が必要ではないかということの問題提起した新聞記事なんですけれども、町長の側が、自分はセクハラをしていないというふうに言い張っている。この水上町には、一応セクハラに関する規則はあったけれども、町長が行うということは想定していない、そういう規則になっていたということなんです。ですから、本当にその行政のトップにあるような人がセクハラを自ら行った場合に対応できる体制になっていない。ですから、やった、やっていないという言い争いになった場合に、それをきちんと処理できるような第三者的な組織が、日本でも必要ではないかという、そういう問題提起です。ここで、カナダの人権委員会のようなものを参考にすべきではないかということが、指摘されているところです。

これは、世界銀行が今年出した『女性、ビジネスと法 2018』という報告書です。世界銀行ですから、当然金融とか経済の面で関心を寄せているわけですが、女性に対して差別をしている国、差別が蔓延している国というのは、経済的な生産性も低いわけですね。そのような観点からも差別の問題を取り上げていまして、この報告書のリサーチの仕方としては、女性差別撤廃条約を物差しにして、その条約の内容に沿った立法や救済があるかどうかということをリサーチした、そういう報告書です。

この中で女性差別撤廃委員会の先ほどの一般的勧告にある、ジェンダー暴力から女性を保護すべき国の義務、救済の必要性ということ踏まえて、七つの指標を立てて、各国がそういう法制度を持っているかということ調べています。これによりますと、調査した、

ほとんど世界中の 180 の国又は経済地域中、セクハラに関する法がない国が 59、DV に関する法がない国が 45 となっています。他方で、93 の国又は経済地域が性差別の被害者からの申立てを受理する委員会を持っているという結果になっています。

そして、法がきちんと女性の権利を守り、経済参加を可能にしている国というのは、経済成長も達成しているし、そこにはエビデンスがあるということを語っているんですね。女性に対してセクハラを含めた暴力があると、仕事を辞めざるを得なくなるなど、それだけ経済的なエンパワーメントを害するという事です。

経済力のある国がすなわちジェンダー平等を達成しているとは全然言えないとしています。そのイコール関係はなく、日本がその例だと思えるんですけども、やはり継続的な政策面でのコミットメントが必要であるということが述べられています。

結論としましては、日本は女性差別撤廃条約に入っておりますので、諸外国の立法も参考にしながら、きちんと性暴力の一種としてのセクハラを法律で明確に定義して、禁止をし、かつ、違反があった場合の申立てを受理して処理するような国内人権機関をつくるべきであると考えます。

今年は、日本のセクハラに対する法制度のお粗末さが明らかになった年ではありましたが、逆にこれはいい機会として、日本の法制度のどこが不備であるかということを確認させる機会になったと考えますので、改善に向けて、真剣な議論を始めていくべきだと思います。御清聴ありがとうございました。

(司会) 申さん、貴重なお話ありがとうございました。

日本の法制度は、諸外国に比べて遅れているとか、国内機関の違いがあるということが、これで浮き彫りになったと思います。

続きましてアンケート、判例報告に移らせていただきます。報告者は栗原岳史弁護士です。では、栗原さん、お願いします。

### Ⅲ アンケート・判例報告

#### 日弁連両性の平等に関する委員会委員 栗原 岳史

(栗原) ただいま御紹介いただきました弁護士の栗原です。私のほうで、アンケートと判例について、御報告させていただきます。まず、アンケートについてですが、レジュメの 38/87 から 46/87 までという構成になっております。

こちらについては、セクハラの実態、今回のアンケートについては、職場でのセクハラということでアンケートをとっていますが、被害者の事件を担当したことのある弁護士から回答を集めております。総回答が 100 件となっております。先ほどお話ししましたレジュメのほうは、前半が選択式の数になっておりまして、その後グラフを入れてあります。

特徴的な回答数が出たものに関して限定してグラフを作成しています。その後、自由入力型については、原則そのまま掲載させていただいております。

最後に、参考までにどういうアンケートをとったかということで、アンケート用紙のほうを付けておりますので、適宜御参照いただければと思います。

特徴的な部分のみに限りますが、報告させていただきます。まず、Q3、セクハラの内容はどういったものでしたかという質問に対してですが、これには様々回答をいただいています。これについては、自由入力欄のほうを見ていただいたほうがいいのかと思うのですが、思った以上に皆さん、たくさん自由入力のほうを書いていただいています。代理人弁護士の怒りがふつふつと伝わってくるような気がいたします。こちらは、特定話をしてあまり意味がないので、皆さん、目を通していただければと思います。

続きまして、Q3-2 です。被害を受けたことによってメンタルヘルスを害する影響がありましたかという質問に関しては、なんと影響がなかったというのが、わずか 3/100 ということで、97 人の人が何らかの不調を訴えております。やはりセクハラという被害に対する、被害の深刻さというのが伝わってくる回答になっております。

次に、Q4、被害者の事件当時の年代ということですが、やはり 20 代、30 代と比較的若い世代が多いのですが、40 代、50 代、60 代と数が少ないにしても、世代は広く被害者がいるという状況がわかりまして、全年齢を通して問題だということは言えるのだろうと思われまます。

次に Q5、事件の相手方との関係ということなのですが、数字を見ていただくとわかるとおり、職場の上司、先輩、年長者、あるいは雇用主ということで、その二者が大多数を占めているということですね。先ほど申先生の話にもありましたが、やはりこういう権力関係にある間柄に多いというのが、アンケート結果でも如実に表れているようです。

次に Q6 ですが、被害者が抗議ないし相談したことに対する報復ととられるような行為があったかという質問に関しては、一定程度、やはり報復があったという回答をいただいています。4 割ぐらいの方が何らかの報復はあったという回答をいただいています。これに関しても、自由入力欄のほうにかなり詳細に皆さん御記入いただいていますので、どんなことがあったのかということも、参考にさせていただければと思います。

その次は端折らせていただきまして、Q11 に飛びたいと思います。相談時の被害者の就業状況についてということの質問に対しては、見ますと、何の問題もなく継続勤務中という回答がわずか 21/100 でほぼ 2 割というところに出ておりまして、多くのセクハラ事案では、なかなか職場に居続けるのが難しいという現実が改めて明らかになったかと思えます。

Q12 で、就業の継続を希望しましたかという質問と、特に見ていただきたいのが、この「はい」という回答に対して、Q14 ですね。その結果で、離職の問題なく在職で手続を進め、解決後も継続したという案件はわずか 16 ということで、全体から見ると 2 割も満たない人しか最終的には仕事を続けられなかったということがわかると思います。

ちなみに、この Q12 と 14、あるいは 12 と 13 との関係で、はいといいえの数が若干合わ

ない部分がありますが、回答の時点での誤差が多少入っている可能性はありますので、その点は、御了承ください。

その次、また少し飛びまして、Q19、本件受任事件の解決についてということで、解決の具体的な内容について、まとめております。今回の図については、金額に絞ってグラフの方を作成しております。大体どの程度の金額の解決が多かったのかというのを見ていただけるように作っております。これを見ますと、30万円超から200万円以下が一般的に多いようですが、先ほどもお話ししましたように、職場にいられなくなるということ、仕事をなくしてしまうということを考えると、果たしてこれで十分と言えるのかということは考えさせられるところであります。

またすこし飛びまして、Q21ですね。最後の質問になりますが、あなたがセクハラに関して課題と考えることは何ですかと。当てはまるものを選択して、このあなたというのは、代理人の弁護士に対しての質問となります。見ていただくとセクハラ事件の特徴という部分が出ているように思われますが、やはりさきほど申し上げたように、賠償額が低いということ。あと、声をあげた被害者が職場に居づらくなるというのが多く、なかなか仕事を続けられないという現状が、弁護士サイドでも感じ取れているというのがわかるかと思えます。

このQ21に関連しまして、弁護士に対して何か意見があれば記載してくださいということで、これも自由記入をお願いした結果を、自由入力型のQ22以下に記載しております。こちらは大変参考になる意見がたくさん入っておりまして、全部読み上げたいところなのですが、時間の関係もありますので、皆さん適宜御参照いただければと思います。

何点かちょっとお話をしますと、まずは事業主の態度、形式的な研修情報提供などしかしておらず、実際にはセクハラを見て見ぬ振りをしている事業主が非常に多いということです。意識改革を求めたいというような意見もありました。あと、我々には少々耳の痛い話ではありますが、女性弁護士が担当することがふさわしい案件と直結させるのはやめてほしいとのことでした。男性弁護士は、セクハラや性差別について、もっと意識を高めて、被害者からの信頼を得てほしいという意見もあるようです。

また、先ほどの申先生の講演とも関連してくるところかと思いますが、懲罰的制裁制度を導入すべきであるとか、セクハラが性差別であることを明記する法律など制定すべきという意見がやはり出されております。

それから全体的にこの意見の中で出てくるのが、裁判官の理解不足とか、我々代理人側の理解不足なども指摘されている点ではありまして、その辺はまた改めて勉強が必要であると思えます。

もう一つ、特徴的なのが、レジユメの44ページの右側、上から4件目の意見ですが、本件では第一審の尋問の直後に被害者が自殺してしまって遺族が訴訟承継したそうで、訴訟での2次被害の大きさを改めて感じたという意見があります。非常に考えさせられる意見と思えますので御紹介させていただきました。

続いて、判例紹介に移らせていただきます。判例のほうは、47/87 以下ということになります。こちらについては、公開された判例を中心に我々で過去 20 年くらいの判例を集めて整理した表になっています。見ていただいて、この判例の表に関しては、職場内のセクハラに限らず、例えば学校であるとか、そういったところのセクハラも若干混ざっております。参考程度に載せたものということで御了解いただければと思います。

見ていただいてやはり特徴的なのが、被害者、加害者の関係ですね。経営者、従業員、あるいは上司、従業員という、やはり上下関係がはっきりしているケースがいかにか多いかというのを見ていただければと思います。

それから、47 から 52 ページまでの判例、は 73 件ありまして、先ほど申し上げたような学校とかそういった事例も多少あるのですけれども、退職したとはっきり書いてあるのが 38 件、解雇あるいは雇い止めと書いてあるのが 6 件ということで、やはりかなりの割合で退職に至っているというのがわかるかと思えます。また、精神疾患を患っているケースも多数見受けられます。

何件か特徴的なものをお話しさせていただきますと、雇用主の使用者責任が認められているのが多いのですが代理責任ではなくて使用者責任という会社独自の責任として認めてもらった判例があります。35 番と 64 番です。こちらは会社がきちんと配慮しなかったということを正面から認めた判例ということで、大変意義があるものと考えられます。

次に、判例の番号で 14 番と 15 番を御覧いただきたいと思いますが、こちらについては、慰謝料のみではなくて、仕事を辞めざるを得なくなったことに対する逸失利益も含めて認めておりますので、参考になるかと思えます。

もう一つ、特徴的なものとして 32 番の判例がございまして、窓口の担当者が何もしなかったという点から、損害として認められた判例となっております。

最後に、指摘を忘れてしまったのですが、一番最後のページ、53 ページの判例の一覧に関しては、これはちょっと毛色が違いますが、加害者側が自分の懲戒処分を争った裁判ということで、被害者が直接訴えた事案ではありません。参考程度に載せさせていただきます。

短いですが、以上で報告を終わらせていただきます。

(司会) 判例に関しましては、細かく、後で読んでおいていただければと思います。目を覆いたくなるようなひどい事案が多いと思うのですけれども、アンケートは、弁護士の生の声であり、全国の弁護士から集まった貴重な事案ですので、皆様よく読んでいただければと思います。

それでは、パネルディスカッションに移りたいと思います。パネリストの皆様、お席の移動をお願いいたします。パネリストは、先ほど基調講演を行いました申さん、林美子さん、角田由紀子弁護士です。パネリストの林美子さんと角田由紀子弁護士より、まずは自己紹介を兼ねたお話をさせていただきます。林さんはジャーナリストであり、メディアで働

く女性ネットワークの代表世話人をしていらっしゃいます。角田弁護士は、我が国における初の本格的なセクハラ訴訟を担当し、それ以降も多数のセクハラ的事件を扱っておられます。お二人の詳しいプロフィールは、資料1を御覧ください。

では、御準備よろしいでしょうか。それでは、林さんからお話をさせていただきます。お願いいたします。

#### IV パネルディスカッション

##### 「セクシュアル・ハラスメント根絶と被害者の救済—人権侵害と差別の視点」

(登壇者)

青山学院大学法学部教授 申 恵 丰 氏

メディアで働く女性ネットワーク代表世話人 林 美子 氏

日弁連両性の平等に関する委員会特別委嘱委員 角田 由紀子 氏

(コーディネーター)

日弁連両性の平等に関する委員会委員 相原 わかば

(林) 皆さん、こんにちは。ジャーナリストの林美子と申します。10分間という短い時間ですので、簡潔に御報告をさせていただきます。

自己紹介は読んでいただければと思いますけれど、朝日新聞社に30年ぐらい勤めた後、一昨年に退職して、今フリーランスをしております。先ほども御紹介のありました財務省のセクハラ事件をきっかけにして、それが今年4月だったんですけれども、翌月に、メディアで働く女性ネットワークというジャーナリズムの分野で働く女性たちの団体を作って、代表世話人しております。

この団体は、今大体100人ぐらいの会員がいて、所属組織は大部分の人が様々な報道機関に勤務しております、40社ぐらいになっております。先週11月8日にも、セクハラ法整備について考える院内集会を開きました。多くの方に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

設立の経緯ですけれども、4月12日にこのセクハラ事件が週刊誌の報道で明らかになりました。その後、私を含め仲間の女性記者たちが非常に危機感を持ちまして、20日間ぐらいでこの団体の設立総会を開きました。とにかくその当時は、麻生さんが問題発言を毎日のように続けていたものですから、何とかしてあの口にチャックしなければいけないと思って、急いで作って、5月15日に記者会見をして麻生さんたちに対する要請書を発表しました。資料に付いておりますけれども、紙上リレートークというんですが、私どもの会員は報道機関に勤務している人がほとんどなものですから、そういう人たちはなかなか自分が顔を出してこの団体で活動しているということを言いにくい。それはそれでいろんな課題があるわけなんですけれども、そういう中で、自分たちも発言したいという人たちから



一晩ぐらゐの間に匿名でリレートークを集めて、記者会見のときに発表しました。よろしければ資料にお目通しいただければと思います。

紙上リレートークには、本当にいろいろな話が出ています。実際、記者たちがどういふセクハラを受けてきたか。それをなかなか訴えることができないでため込んできた、そのことについての痛恨の思いが、生々しく述べられております。ジャーナリストというのは本来、社会に問題があったら、それを調べて、社会に伝えるのが仕事なのですが、実は自分たち自身がセクハラ被害の当事者であった。それをなかなか指摘できなかったという思いが述べられております。

他にもいろいろな団体が、今年の5月にメディアにおけるセクハラについて調査し発表しておりますので、よろしければ御参考にしていただければと思います。

いづれの調査も、メディアの分野では、セクハラが非常にたくさんあるという結果です。加害者は、財務次官のような取材先もあれば、社内の上司や先輩などの場合も少なくないということがわかっております。さらに、大部分の人が相談できないでしまった。この結果は一般的なセクハラについてのアンケート等とかなり近いと思います。メディアの分野だけが特別にセクハラが多いとか、少ないとかいうことよりも、私としては働く女性が多くは経験していることを、メディアで働く女性たちも経験しているんだというふうに捉えております。

ところが、財務次官の事件が起きたら、「えっ、記者さんって強いんでしょう。セクハラ受けるんですか?」「セクハラを受けたら記事に書けばいいじゃないですか」と、随分いろいろな人に言われました。いや、そんなことはないんです。といいますか、今までも実は女性記者が被害に遭ったセクハラ事件がたくさんあって、記事にもなっているんですけど、意外に知られていないということに気がつきました。そこで、朝日新聞と読売新聞の過去記事を検索して調べてみました。

「女性記者」という言葉と「セクハラ」「性的嫌がらせ」などの言葉で記事を検索した結果、この表、ちょっと細かいんですけども、16の事例が、少なくとも私が調べた限りでは見つかりました。一番古い記事が1993年、セクハラという言葉が世の中で非常に広まった頃です。一番新しい例が、今年の財務次官の件です。

まず、これらの事例は氷山の本当に小さなひとかけらというか、飲み物に入っている、四角いキューブの一個ぐらゐの感じで捉えていただきたいと思います。一応この16事例について内容を見ますと、報道された事例は、加害者はほとんど公的な人物で、内訳としては警察官が多いです。あと、政治家、官僚、検事です。なぜ警察官が多いかというのは理由があると思います。報道機関は、22、23歳で大学を出て、最初に入社した後、まず、日本の場合ですね、警察を担当させます。なぜかという、警察というのは5W1Hで、どこで交通事故があって、その原因は何だという、基本的なデータを押える訓練になるということにされているからです。

もう一つは、警察官というのは、捜査情報という非常に秘匿性が高い情報を持っていま

すので、警察官に取材するのは難しい取材をするための訓練になると考えられている、という背景があります。それで何が起きるかという、大学を出たての若い女性が、大体報道対応するのは警察の副署長とか、あるいは県警本部の課長、刑事部長なんですけれども、自分の父親ぐらいの年の非常にベテランの、しかも警察権力を持った、捜査情報という非常に重要な情報を持った人に取材をするということで、そこに先ほどから話に出ていますが、それでも、大きな権力関係が反映されているというふうに思っております。

16 事例の端緒を見ますと、週刊誌の報道も多いですが、中には、記者の訴えを受けた会社、報道機関がちゃんと対応した事例も、少数ですけれどもあります。典型例が、去年の12月の岩手日報の事例だと思います。岩手県内の町長が岩手日報の女性記者にセクハラをしたのですが、その女性記者が会社にこの問題を伝えて、岩手日報が記事で「岩泉町長がセクハラをした」ときちんと書いて、その日のうちに記者会見をして、それを全国紙も含めた各紙が報道をした。結果的に町長は辞職しました。だから、やってやれないことはないですね。非常に数少ないですけれど。

これらの事例について検討した結果、私は、問題の背景には三つの無理解があると考えました。女性の人権に関する無理解と、メディアで働く女性への無理解と、メディア内部の無理解です。細かくお話しする時間がないので、ここでは女性記者がなぜ声をあげにくいのかということに絞ってお話しをしたいと思います。女性記者は強いと思われているかもしれませんが、先ほど申しましたように、22、23歳で新聞社に入ったばかりの人は別に強くないです。それどころか、全くノウハウもないまま、現場にポンと放り出されて、非常に脆弱な存在であると私は考えています。

そういう中で先輩たちから仕事の仕方を教わるわけですが、男社会なわけですから、男性の先輩上司がいて、男社会のルーティンとしての仕事の仕方を女であるあなたもちゃんと身につけなさいと言われるわけです。ところが、その中で、結局、セクハラが起きるわけですけれども、この程度のことは、別におまえ、気にするな。そんなこと受け流せとか、あるいは本人もやっぱりここで苦情を言うと、うるさい女と思われるんじゃないかとか、取材先との関係が悪化しちゃうんじゃないかとか、いろいろなことを考えて結局訴えられない。あるいは、やっぱり被害者であると自分を認めるのは非常に難しいことであるなど、被害を言えないのはいろんな理由があると思います。

それからよく言われるのが、「女を利用してネタを取っているじゃないか」という言葉です。例えば今年の4月の財務次官の件でも、ネット上にそういうコメントが出ました。実際私の知り合いの記者も、特ダネを取ったら、「あいつは女を使ってネタを取ったんだろう」と陰口をたたかれたと言っていました。

一方で逆に、これは私自身が言われたんですけれども、若いとき、先輩の男性記者に、「取材相手と寝てもネタを取ってこい」と言われたんですね。そのときはびっくりして、何も言い返せませんでした。ネタを取っても取らなくても非難されるわけですよ、女性は。女を使った、使わないということで。これは完全にダブルバインドだと思います。結局そ

ういう環境の中にあるからこそ、セクハラが起き、被害を受けても声を上げられないという事態になってしまうんだと思います。

今回の事件で、女性記者の中には、「私が若い頃に被害を受けたのに、声をあげなかったから、今後輩たちが苦しんでいる」という意味のことをおっしゃった方が、何人かいらっしゃいます。その気持ちはすごくわかるんですけども、声をあげられない構造があるんだということを理解する必要があると思います。悪いのは100%加害者なのですから、被害者が訴えられなかったからといって、自分に責任を感じる必要は全くないと私は断言したいと思います。だから、被害者の側に「セクハラから身を守るノウハウを身につけなさい」と言うのではなくて、加害をなくすということに全力を尽くすべきではないかと思います。

あと、先ほども言いましたけれども、やっぱりメディアの社会も、ほかの多く古い日本企業と同じく男社会ですので、24時間働けるとか、すぐ即応できるとかということを前提にして仕事をしています。そういう価値観を内面化した女性がどうしても偉くなっていく。そういう人に相談すると、2次被害を受けるということも起きてしまいます。

取材の仕方そのものについての問い直しも、今私たちはしています。相手におねだりして、自分を下に置いて情報をもらうのではなくて、本当に対等な信頼関係をもとにした取材活動こそが、私は民主主義社会における報道の在り方だと思っています。

すみません、ちょっと時間が過ぎてしまいました。残りは後で時間がありましたら、お話ししたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会) 林さん、ありがとうございました。続きはパネルディスカッションの中で詳しく聞きたいと思います。

では次に、角田弁護士にお話しいただきたいと思います。角田さん、よろしくお願いたします。

(角田) 御紹介いただきました角田です。こんばんは。

このシンポジウムの話があったときに、内部での話なんですけれど、何をテーマにするかということ聞いてみたら、被害者の救済ということが一つの大きなテーマの柱になっていたわけなんですよね。それで私は、被害者の救済、すごく大事で、ほとんどできていないとかねがね思っているのですが、被害者にとって、何がどうなったら救済されたことになるのだろうかということについて考えました。実は、弁護士もこのことはあまりきちんと考えたことはなかったんじゃないかと思うんですね。特に、裁判という形でこのケースを扱うときに、どうしてもゴールは慰謝料等でお金を払わせるということなので、どうも金銭賠償がゴールに見えてしまう。そして、勝訴して、命じられた金額が支払われれば、何となく弁護士としては、仕事が終わったように錯覚していたんじゃないかということを私は思っております。

私自身、一番最初の1989年の福岡でのセクハラ事件以後、何となくたくさんセクハラの

事件、訴訟を含めて扱いました。それでやっているときに、最初の頃はややうまくいくので、それはそれで弁護士として面白いという感じもあったのですけれども、でも、途中で落ち着いて考えてみたら、私のやっていたことは何なんだろうかと思ったんです。外から見ると、訴訟という形では勝訴していたかもしれないけれども、あれで本当に、私の依頼者になった個別の被害者は、救済を受けていたのだろうか。救済を手にしたのだろうかということが、とても私自身の疑問になってきたわけです。結論はもちろんあまり救済されていなかった。わずかなお金は手にしたかもしれないけれども、それ以外のところで救済というものは、手にしなかったのではないかということは、とても気になってきたんですね。

それで、あるときから私は、セクシュアル・ハラスメントについて、話をしてくれと言われると、裁判なんかやらないほうがいいですと、あれはあまり役に立たないですよという趣旨の話をして、それよりは、どうやったらセクシュアル・ハラスメントが起きないのかを追求したほうがいいし、会社も後で損害賠償金払うんだったら、もしお金をかけるんだったら、予防に使ったほうがいいんじゃないですかというようなことでずっと話をしていたんです。だから、弁護士が自分で裁判は役に立たないですよというのは、なんとなく自分で自分を裏切っているみたいだったんですけれども、でもそれは私の偽らざる実感だったわけなんです。

それで、皆さんのお手元に書いたものがいっていると思いますので、それを後で読んでいただくということにして、最初、福岡の事件で、セクシュアル・ハラスメントということで、損害賠償請求の裁判を起こそうと思ったのは、やっぱり私たちはそのとき、原告の女性が直面していた問題というのは、女性差別というふうに見なければ捉えることができない問題だったと代理人としては感じたわけなんです。特にこの事件は、体を触ったとかそういう話ではなかったので、主として言葉による性的な貶めだったわけですね。

そうすると、周りからも、何で名誉棄損でやらないんですかと、そんな話は「言った」「言わない」の水掛け論になるのではと弁護士からも言われました。しかし、私たちは、これは名誉棄損という枠組では捉えられない問題を含んでいると。それは日本の女性の職場というのは、本当に女性差別に満ち満ちていて、私たちが当たり前だと思っていることが、実は差別だと。つまり差別が見えない状況の中にいるということなので、それは改めてこの問題は、女性差別であるということを明らかにする必要があるのではないかと。つまり、根本問題に切り込まなければいけないのではないかと考えたわけなんです。

それで原告と代理人たちは、セクシュアル・ハラスメントという知ったばかりの新しいアメリカの考え方を使いながら、この事件をやってみようということになったわけなんです。ただ、先ほど申先のお話にありましたように、日本はアメリカなどと違って、セクシュアル・ハラスメントの禁止法もないし、起きたときにどうするかというのも何もないわけですね。法的に言えないないづくし。さて、どうするかとなったとき、私が考えたのは、加害者の責任を一定程度追及して、しかもそれに対する損害賠償をさせるとい

うことであれば、民法 709 条の不法行為を中心にする法体系が使えるのではないかと。使えるのではないかというか、これしかなかったわけですね。今もそうなんですけど。ということ、709 条でやってみたわけですね。

ただ、そのためには、性差別であるということをきっちりと主張しなければ話にならない。それ以前には女性差別、このような形の女性差別を不法行為という形で問題にした裁判というのはおそらくなかったと思いますので、裁判官に対して、まずなぜこれが不法行為の枠組に収まって、しかもそこで損害賠償が認められるべきかということ説得しなければいけないわけなので、レジユメの私の番号で 1 と書いてあるところなんですけれど、いろいろ主張したんですけれども、こういうふうに言ったわけですね、エッセンスとしては。いわゆるセクシュアル・ハラスメントとは、職場で行われる相手方の意思に反する性的な言動であって、労働環境に悪い影響を与えるような行為を言う。それは相手方、とりわけ女性を性によって差別し、性的自己決定権の自由等のプライバシーを含む人格権を侵害するものであり、また、働く権利を侵害し、ひいては生存権を脅かすものであって、憲法 13 条、14 条、民法 1 条の 2 等に違反すると。このような性差別が許されないことは、諸外国においても、既に広く認識されており、女性差別撤廃条約その他でセクシュアル・ハラスメントを受けないで働く権利があるんだということは、既に認められているんだと。だから、日本もそうあるべきだということを使ったわけなんです。

第 1 号事件は、御存じのように、勝ったんですけれども、判決の中でセクシュアル・ハラスメントという言葉が出てくるわけでもありませんし、それから私たちが一生懸命強調した女性差別という観点が、明確に指摘されたわけでもありませんでした。ただ、第 1 号事件だったということと、もう一つは、加害者個人プラス会社を訴えたので、その会社に責任があるという判決に注目を浴びたというか、それが一定程度知れ渡るようになったのは、成果だったと私は思っているんですね。

その後も裁判を続けていったので、一定程度の成果があったというのは、私は別に否定するわけではありません。けれども、どうなんでしょうかねということなのは、裁判例では、つまり不法行為という認定ができれば勝つわけです。その中で、セクシュアル・ハラスメントが職場の力関係の差によって生み出されるということは社会的には理解がほとんど進んでいないと私は思っているわけなのですが、相手の女性の意思を無視した言動をセクシュアル・ハラスメント（この言葉自体は使われないことが多い）と認定したものが、多少はあります。ただし、これは積極的に女性差別の産物という明確な認定をしているわけではないし、しかもそれは時々表れてくるだけであって、つまり裁判官の個人的な資質に由来しているだけであって、裁判全体として安定的にこれは女性差別の問題であると認定されてきたわけではないということなんです。

それでも、時々そういう判例が現れてくるので、それはそれで成果かと思うんですけれど、私はそれより、不法行為でずっとやってきたことについては、非常に大きな限界があったのではないかということを感じているわけです。限界があったという問題については、

実は法律家はあまり指摘しないんです。どういうわけか、私わからないのですけれどね。私は、かなり前からこのことに気がついていて、不法行為でやろうよと言った張本人の一人でもあるので、いや、困ったことになったなと思っていたわけです。いろいろ限界があるんですけども、つまり、そのことは、最初に申し上げたとおり、具体的にこの原告の人の救済になっていたのだろうか、どうだろうかという点なわけです。

最初に、不法行為法という民法のこの法的枠組は、性差別が本質であるセクシュアル・ハラスメント事案に適しているのかという問題があるわけなんですね。つまり、問題の性質から、不法行為という枠組があまりふさわしくなかったのではないかということなんです。なぜ、そういうふうを考えるかということについては、レジュメに木村さんという立命館の民法の先生の論文の一部を挙げています。不法行為法は、財産権の侵害に対する損害の補填をするものとして構成されてきた。つまり、不法行為法は明治時代からあるわけなんですね。人格権の侵害に基づく損害賠償請求の多くは、不法行為法の機能である財産的損害の填補を目的とするものではなく、他者の行為によって自身の人格が侵害されたことに対する個人の尊厳を守るための闘いであると言ってもよいと。ですから、財産権の侵害と決定的にこの部分は異なるのではないかと指摘されております。

だから、人格権侵害という問題、しかも深刻な人格権侵害であるということについて、本来、財産権侵害からの金銭による填補、金銭によって補うということですね、それを目的とする不法行為法を使うということは、最終的に慰謝料が認められたら、お金が払われるのですけれども、でも、そうかなと私は疑問に思っているということです。

それから次は、いろいろあるんですけども、司法手続、裁判手続というのは、御存じのように時間がかかります。特にセクシュアル・ハラスメントが裁判になった場合というのは、裁判以前での交渉等が成り立たなかった事件なわけですね。そうなってくると、多分他の事件よりは法廷において、非常にシビアな闘いになってくる。シビアな闘いになってくるというのは、それだけ時間がかかるし、このかかる時間というのは、原告の女性にとっては、2次被害、3次被害の起こる機会を含んだ時間でもあるということなんですね。つまり、被害者が法廷の中でこの長い時間の間に改めて加害者の攻撃にさらされるということが実際に起きているのです。

不法行為法というのは、もともと個人間の利益調節手段だったと。一番典型的な例は交通事故の損害賠償請求なわけですね。そうすると、性差別による被害回復というのは、個人間の利益調節手段でもってまかなえるのだろうか。似たところがあるのですけれども、違うんじゃないかということですね。そのことが出てくるのは、不法行為法の山本敬三さんという学者の意見をちょっとレジュメに書いているのですけれど、要するに原告と被告との利益衡量がそこで起きる。起きて、それは別に間違いではないという話なんですね。

それで、どういうことになってくるかということ、不法行為法の枠内ですので、民法 722条で、被害者の過失相殺ありうべしという条文が適用され得る。そうすると、被害者の過失ということは、当然加害者である被告が指摘するわけですね。セクシュアル・ハラスメ

ントであったということが、仮に認められたとしても、それはやむを得ない、次はできるだけ損害賠償額を少なくしたいということになってくるので、加害者が何を一生懸命やるかという、被害者である原告の落ち度の指摘に集中するわけです。ですから、あることないこと、いろんなことを言われるようになる。それがさっき申し上げた2次被害、3次被害のことにもなってくるわけなんです。

ですから裁判所は法律上、被害者の過失相殺というのを考慮して、判断することができますし、それを考慮した上で、損害賠償額を決めてよいとなっているんです。セクシュアル・ハラスメントの判決を細かく読んでいくと、被害者の過失が結構たくさん指摘されていて、それによって、損害賠償額がえっと驚くような金額になっているのがあるんですね。第1号の福岡事件だって、私たちは請求額のうち慰謝料 300 万円というふうにして請求したのですが、結局最終的にあれこれ総合的に判断して、これらの事情やその他認定に表れた諸般の事情を考慮し、という文句で、被害者の過失相殺に相当することが行われていて、実際に認められた慰謝料は、半分の 150 万円だった、ということが起きているわけです。

それから、このように過失相殺が許されたとしても、被害者の過失ゼロと認定することが可能なわけですね。交通事故でも 100 : 0 というのがあるでしょう、過失について。ところが、加害者が原告の過失を主張したときになかなか 100 : 0 という判断を裁判官はしないのではないかと思うわけです。してもいいんですよ。してもいいんだけど、100 : 0 という判断はしないんじゃないか。そうなってくると、裁判官は 100 : 0、交通事故ではあり得ても、つまりセクシュアル・ハラスメントの裁判で、100 : 0 という判断をする勇氣があるのかという問題になってくると思うんです。「勇氣」とあえていうのは、被害者の過失を指摘したい社会的な雰囲気に対抗することができるかということです。

それから、事実認定というのが交通事故とは違って、性的行為に関わることでしょね。しかも、非常に深く性的行為に関わっているということですので、ジェンダー教育を十分に受けていない裁判官に、適切な判断を期待できるのだろうか。これが私の非常に大きな疑問というか、ずっとやりながら、あなたわかってないねというふうに言いたい理由なわけですね。そして、この国の法学部とかロースクールの教育の中でのジェンダー教育というのがほとんどないと。ジェンダー的認識に従って法律を考えるということは、ほとんど行われていないという状況の中では、刑法の性犯罪の認定と非常に似てくるんですけれども、裁判官に 100 : 0 の判断を要求できるんですけれども、彼ないし彼女がそれに答えるかどうか。

ところが、実際には裁判官は、この国の法学教育はそうなんですけれども、男性原理に基づく経験則、それから曖昧な社会通念、あるいは世間の常識というものにこういう事実になると、非常に大きく依拠して判断している。つまり、世間の人と同じことを考えているということですよ。社会通念、その世間の人、どんなふうを考えているかという、被害者について、決して支持的ではないし、支援というのをそんなに考えているわけでは

ないというふうになってくると、裁判官の考えも似たようなものではないかと。

それから最後は、ゴールが金銭賠償にしかならないということなんですね。これは、会社を訴えた場合の民法 415 条、債務不履行ということであっても、結局そこで決着点は、損害賠償金しかないわけです。さっき、アメリカその他の国の事例が説明されましたけれど、必ずしも金銭賠償だけではなくて、様々な、つまり被害を回復するための手段を命ずるということになっているのに対し、日本では少なくとも法廷にもっていくと、そういうふうにならない。そして、性差別の結果との判断がされても、賠償額は非常に低いです、この国では。だから、それはセクハラだということ、セクハラという言葉使わないんですけどね。認定されたとしても、被害が往々にして低く見積もられている。さっき判例とアンケートの報告がありましたが、あの中で見ていただいてもわかりますように、大体 30 万円から 200 万円か 300 万円というのが、一番多い数字だったのではないかと思うんですね。

ところが、被害者の側に立って実際に彼女の一生に受けた損害、被害というのは、そんなものじゃないわけなんですね。ところが、これは被害の質への無理解というのが一つあると思うのですが、しかし、性暴力被害が性差別という認識に立てば、賠償金が高額になるか、これは必ずしもそうじゃないと思います、残念ながら。なぜならば、レジュメに書いているのですけれども、日本の性差別に関する裁判、例えば男女の賃金格差の裁判、ここに兼松の事案を引いていると思うんですけれども、あれだって、あきれるくらいの低い慰謝料額です。

つまり、セクシュアルな話じゃなくても、賃金差別であっても、それが性差別だということを経験しながら認定しながら、慰謝料額の認定は、非常にふさわしくない低い金額しか彼らは考えていないということなんです。これはどうするかと。もう時間がないので。つまり私は、被害者にとって、裁判しがいのある結果になっているのだろうか。そうでもないんじゃないかということなんですね。

それから日本では、在職しながらセクシュアル・ハラスメントの裁判をするというのは、非常に難しいです。セクハラでなくてもそうだと思います。私はたくさんやってきましたけれども、たった一人です。辞めないで、その職場にとどまりながら、裁判をやったという人には、たった一人しか会ったことないんですね。裁判するのは、まだエネルギーが残っている人なんです。大抵の人は、その前にへとへとに疲れて、とにかく裁判とか法的救済にたどり着く前にギブ・アップしてしまうということになってくると、つまり、その後、大体 2 年か 3 年かけて 2 次被害にさらされながら裁判をして、手にしたものがわずかの金額だとすると、これはとても不正義ではないかと私はずっと思ってきました。

ですから、何か不法行為による裁判しかないというような状況、現実そうなんですけれども、これはやはり変えなければいけないんじゃないかということで、そういう意味でも先ほど申先生が、イギリスの例その他で、様々な解決方法を教えていただきましたので、私たちもそれについて、真剣に考えて、どうするかということを考える必要があるのではないかと考えております。



(司会) 角田さん、ありがとうございました。長年の実務に基づいたお話、大変貴重なものでありがとうございます。

それでは、パネルディスカッションを始めたいと思うんですけれども、時間の制約がございますので、パネリストの方々への個別の質問や御相談をお受けすることはできませんので、何とぞ御了承願います。パネルディスカッションのコーディネーターは、当連合会両性の平等に関する委員会委員の相原わかば弁護士が務めます。それでは相原さん、よろしくお願います。

(相原) ただいま御紹介にあずかりました相原です。早速パネルディスカッションに入っていきたいと思います。まず、本日は、被害の実情、それから被害の救済の過程の実情、その中でも日本の抱えている課題、最後に展望があればということで進めていきたいと思っています。

まず、林さんから、非常に生々しい現場での苦悩の様子を御報告いただきましたが、リレートークで集まった声は、本当に侮辱的な言葉から、犯罪に当たるような深刻なわいせつな行為にまで及んでいます。こういったことは、今回、声が集まる前から、働く現場で見聞きしたり、それを許容するような雰囲気を感じたり、というのはあったのでしょうか。

(林) ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、セクハラは、この業界では本当に「あるある」であって、今年の4月に財務次官の件が起きたときも、加害者が被害者に向けたあの言葉、本当にひどいなとはもちろん思いましたが決して珍しいことではないというのが、私たち業界の中の共通の認識でした。

(相原) 資料掲載の、報道された16例の被害例も拝見しましたが、力関係の中で起きていることが明らかにわかります。このように個人で声をあげるのはとても難しいという実情がありますが、被害に遭ったときの相談先など、まず被害者がどうするかということに関しては、働く現場の中でどのような実情にありますか。

(林) 一般的にはどこの会社でも同じだと思うんですけれども、上司とか先輩に相談するというのが、普通だと思います。ただ、残念ながら、例えばその上司なり先輩なりが、取材先との関係を気にしたりして、それは一般の会社でも例えば取引先からセクハラに遭った場合に、「重要なお客さんだから」などと言われて、なかなか声をあげられないということがあると思います。中にはもちろんちゃんと親身になって話を聞いて、これは問題だという人もいます。パワポの資料でご紹介しましたが、沖縄タイムスの今の編集局長は、そんなセクハラをするような人のところに取材に行く必要はないと断言されていて、これは非常に素晴らしいことだと私は思うんです。でも、そういうふうに断言してくれる人は

少なくとも、「そんなの、君、ちょっとのみこんでさ」みたいな感じで、あるいは「じゃあ君じゃなくて他の記者に取材に向かわせようか」という程度で、あとは女性記者同士で、こんなひどいことがあったと言いつつぐらいで、実際なかなか難しいことが多いのではないかと思います。

(相原) 周囲には男性記者もおられ、記者さんですから、男性も問題意識をお持ちではないかと期待したいところですが、その点はいかがですか。

(林) もちろん新聞社ですから、人権問題について書いている記者とか、たくさんいます。あるいは政府の問題を調査報道するとか。じゃあそういう人たちが、特にジェンダーの問題について人権意識が敏感かという、必ずしも残念ながらそうではないと思います。例えば、新聞各社は長時間労働はだめだ、過労死反対とキャンペーンを張っていますが、社内ではみんなものすごい長時間労働をしています。ワーク・ライフ・バランスも全然できていません。言っていることとやっていることが違うというのは、セクハラに限らないわけです。セクハラはだめだとみんな書いていますけれども、業界の内部にはある。あるんだけど、人ごとのように目をつぶっていることが少なくないというのが、残念ながら実情だと思います。

(相原) ありがとうございます。角田さん、裁判を多く手がけていらして、多くの被害者から相談を受けてこられたと思いますが、この辺りの声のあげにくさや、孤立した状況というのはいかがですか。

(角田) 声のあげにくさという点は、裁判をやる人は既に声をあげているわけなので、声をあげにくいというのは、裁判どころか、相談にもたどり着かないという人たちが非常にたくさんいるだろうということは、容易に想像できるわけですね。

それと、私は、この声をあげにくいという問題は、実は私たちが考えるべき非常に深刻な問題を含んでいるのではないかと思います。それはどういうことかという、つまり、今年のセクハラ・リバイバルでいろんなことを考えて思ったんですけども、よく外国の記者から、日本における #MeToo 運動、なぜ盛り上がらないんですかと聞かれるわけです。聞かれるから何か答えなければいけない。いろいろ考えるんですけども、一つハッと思ったのは、日本の被害者支援って、私たちは一番に何を考えるか。匿名ということ。彼女を隠すということ、社会からね。なぜ隠すかといえば、それは名乗りを上げたらどうなるか。伊藤詩織さんの例が非常によく示していて、みんなああいうことになるだろうということを想像されるので、被害者を守るため、あるいは被害者のプライバシーを守るためということで出さない。名前を出さないし、匿名にするということをやってきたんですね。

それで、そのことというのは、つまり#MeToo と反対なわけですね。#MeToo というのは、私が被害を受けましたというのが、最初に請求原因で言えば第1項に書くことなんですね。私が被害を受けたんですというところから話が始まるのですけれども、私たちはとにかく被害を受けた人はいると。でも、その人は名前も顔も出せませんと。A子さんだかB子さんだということにすることによって、何をしてきたのだろうかと思うんですね。

もちろん、バックラッシュや反撃がひどいということは承知の上なんですけれども、ずっと私たち隠すということが続けてきていたら、いつまで隠していればいいんだろうかということになるわけです。30年間やってきたわけですよ、最初の事件から。その30年間が、どういう変化をもたらしたか。大してもたらしていないのではないかと思います。それでいろんな例を考えると、例えば韓国の元従軍慰安婦のおばあさんたち、彼女たちはほとんど名乗っているでしょう。私たち、どこの誰か、何という人の、例えば、キム・ハクスン(金学順)さん、その第1号ですけど、というふうに非常に具体的に身近に知ることができる。

だけでも、日本の裁判の中でほとんどの人を匿名にしましたよね。その結果、どうなったのだろうかということを考えるわけです。もちろん今のとりあえずの被害者を守るという動きについては、隠す、隠すという言い方は変ですね、匿名にするという意味があると思いますが、でも一方で匿名にしなくてもいい時期というということをちゃんと考えながら、そういう社会を作っていくということと、両面でやらないと、私たちはずっと隠すだけになってしまうのではないかと、そのことが一方で声があげにくいという状況を作っているのではないかと思ったんですね。

それからもう一つ、従軍慰安婦の人の裁判で言えば、在日のソン・シンド(宋神道)さんというおばあさんのことです、もう亡くなりましたけれど。いよいよ訴状を提出するという直前になって、支援者の人が彼女に、名前どうしますと聞いたわけです。日本風で、匿名のA子さんでいくか。あの方は日本名も持っていたのね。それからソン・シンドというもちろん本名を持っていた。三つ選択肢があったんです。それでぎりぎりになって、支援者の人が聞いたら、自分はソン・シンドだと、彼女はこう言った。それで一発で問題解決ですよ。私たちは彼女のことを、A子さんと言われるよりは、多分ずっとよく知っているんじゃないかと思うわけです。

だから、隠すことだけが被害者を守る手段ではないし、被害者が隠れなくてもいいようにするにはどうするのかということを考えながらやっていかないと、私たちは声があげられないという状況を結局認めてしまったことになって、なかなかそれは本当は違うよねというところにはいかないんじゃないかと思っているものですから、#MeToo 運動のおかげで、私はそんなことを考えたんです。それがだからどういう体制をつくっていくかという問題になるだろうと思っています。長くなってすみません。

(相原) 林さん、今の点について、お願いします。

(林) 今のお話に関連して一言申し上げると、私たち「メディアで働く女性ネットワーク」は、大部分の会員が「私は会員です」と公表してはいないのですけれど、この点については、私たちは問題意識を持っています。もちろん会員だと言ってくださいという意味じゃないんです。ただ、アメリカなどにも似たようなジャーナリストの女性の団体があります。ホームページを見ると、みんな白い歯を見せてにっこり笑った写真が載っているんですよね。所属組織がCNNだとか、ワシントンポストとかって書いてあるわけです。

今の日本の報道機関の状況で、「私はこういう団体の活動やっています」と言ったら、どんな面倒くさいことが起きるか、容易に想像がつくので、今は言えないかもしれない。だけど、私たちがやることは、もちろん性暴力に反対するということもあるし、同時にジャーナリズムそのものも変えていきたいと思っています。いずれはアメリカの団体のように、みんな白い歯を見せてにっこりして、顔写真をバーツと並べられるような団体になりたい。というか、そういうことが可能な社会になることを私たちは目指さなければいけないということを、よく話し合っています。

(相原) ありがとうございます。被害者が名前をあげて立ち上がるには、その先の展望がないと難しいということで、今の日本には、すごく救済システムが難しい状況にあるということなのですから、申さん、外国ではどのようにして差別禁止の法律とかが受け入れられてきたのか。日本がどうしたら変われるのかというあたりをお願いします。

(申) セクハラ被害者が声をあげにくい状態にいるというのは、外国でも結構同じ状態があって、例えばフランスでも2014年の調査ですけれども、セクハラ被害者の3人のうち1人は、誰にも言わなかったという、結局泣き寝入りということになっているんですね。加害者との関係が悪化するのを恐れてとか、いろんな理由なんですけれども。ただ、被害者をバッシングするというのは、日本に目立っている現象ではないかと思います。伊藤詩織さんもそうですし、セクハラもそうですし。先ほど林さんのほうから、悪いのは100%加害者だということが理解されていないというお話がありましたが、それこそ過失相殺の話ではなく、セクハラをするほうが100%悪いのに、それがなかなか理解されない。性犯罪に共通する悪い側面が日本にあるのかなと思うんですけれども、女性の落ち度というのがどうしても探されて、レイプの場合でも、女性の同意があったかなかったかという、一番肝心なところが曖昧にされてしまって、「いやよいよよも好きのうち」のようなことも言われてしまっている。だから、イエスはイエスだし、ノーはノーだというのはっきりした考え方をきちんと根づかせていかなければいけないと思うんです。諸外国だと、さすがに今の日本ほど、被害者がバッシングというのは、あまり見ないですね。

諸外国でどうやって差別禁止法が根づいてきたかという御質問がありましたが、それはやはり人権条約に入ったことが大きかったと思います。人種差別撤廃条約、女性差別撤廃

条約などの人権条約を批准することで、その国内実施のための法律を作る流れです。それから、ヨーロッパではEU法の影響がとても大きいですね。日本はいろいろな人権条約に入っていますけれども、きちんとした法整備を怠ってきたことが多いです。ヘイトスピーチとか人種差別もそうですし、女性差別についても、取りこぼしている問題がたくさんあります。セクハラも、起きてみたら実は何も受け止められる法規定がないみたいな状態になっているわけですね。日本も女性差別撤廃条約に入っているわけなので、それに基づいて、外国がもっているような差別禁止法を作ろうと思えば作れるはずなので、作るべきだと思います。

(相原) 被害者ハッシングに関して言えば、財務省の事件でも「はめられたんじゃないか」ということを組織のトップが言うような対応がありました。差別禁止法があったら、そのハッシング自体、差別ということになりますよね。

(申) 差別禁止法のある国だと、先ほど何か国かの例をお伝えしましたが、直接差別、間接差別、ハラスメント、被害者への報復も差別とされているんですね。セクハラを申告したことによって解雇するとか、減給するとか、嫌がらせするとか、それ自体が差別になるので、それはとても大事なポイントだと思います。

(相原) 先ほどの御講演の中で、時間の関係で割愛されたと思いますが、様々な措置があるということでしたが、具体的にはどのような回復の措置や、差別の是正措置があるのですか。

(申) アメリカのEEOCの例で言うと、EEOCの調停で解決されなかった事案だと提訴もできるのですが、一つの例として、EEOCが起こした訴訟で企業側に対して裁判所の救済が命じられた事案があって、損害賠償としては100万ドル、ですから1億円以上の額が命じられている。これはマクドナルドのレストランのオーナーに対するケースなんですけれども、セクハラされた従業員に対する損害賠償だけではなくて、4年間の期間のコンセンストディグリーつまり、合意内容を文書にして、これを守れと命令するものが出されています。セクハラを訴えるをモニターするオンブズマンの役職を置きなさいとか、セクハラや報復の申立てを受け付けるホットラインをつくりなさいとか、すべてのセクハラ事案について、記録をきちんとつけなさいとか、セクハラ問題に関して従業員に対する包括的な訓練プログラムを実施する、といった内容です。それから、マクドナルドのレストランの中のすべての従業員に対して、このセクハラ案件は、このように解決したという通知を張り出せということまで述べています。損害を賠償するだけでなく、非常に包括的に、再発防止のための措置を命じているんですね。こういうことができるのが、やはり差別禁止法があり、国内人権機関があるところの強みだと思います。

(相原) 角田さん、ずっと裁判で闘ってこられていて、今のよう制度はいかがですか。

(角田) ですから、それは法律がなければできないので、今の状況では、やむなく不法行為でやってきたんですけれど、やる時はあまり限界があると、実は思っていなかったんです、結構脳天気ですね。これでいけるかなと思ったんですけど、少しやってみたら、これではだめだとわかったわけですよ。金銭以外の具体的な救済は何もないわけでしょう。勝ったって金しかないわけですよ。しかも、日本は非常に安いので、会社を訴えたって、会社にとってはそんなもの、100万円や200万円って、多分経費のうちですよ。痛くもかゆくもないわけ。

例えばお金でも、これが結構な金額になれば、それだけ制裁の力になってくるわけでしょう。1996年にアメリカで三菱自動車のものすごく大規模なセクハラがありました。あれはEEOCが最終的には訴えて、最後和解になったんですけれど、聞くところによると、和解金48億円、日本円にして。これだと、会社も絶対もうやるまいと思うというか、そうなるわけですよ。日本の300万円ぐらいだったら、大きな会社だったら、そんなものどうってことないわけですよ。はっきり言って。

だから、金額でいくんだったらもっと多額な、もうやりませんと、懲りたというような金額にしなければいけないし、金だけではだめなので、さっきから出てきているような具体的な救済策を事案に応じてできるようにしないとだめだと。そういう点からも私は、不法行為でやってきたのはだめだったなと思っています。そのこともあるわけなんです。

(相原) 申先生、お願いします。

(申) 角田先生から、先ほど、不法行為で扱うことの限界というお話があって、もちろん角田先生がこの分野でのパイオニアとして闘ってこられたことには本当に敬意をもっているのですけれども、不法行為法の限界ということは私も全く同感です。一つには、言うまでもなく、不法行為の規定は一般規定なので、どこにも、差別してはいけないとは書いていない。明文で、差別を定義して禁止しているわけでは全然ないんですね。人種差別の事案も、女性差別の事案も、不法行為で争うということは、一般的な規定の解釈で編み出すしかない。ですから裁判官にもよりますし、原告からすれば、きちんと認定してくれるか非常に不安だということがありますよね。

それから、不法行為を使うことの問題点は、これが差別に当たるという明文規定があるわけではないので、社会全体に向けた行為規範にならないんですね。だから、差別の防止ができないということになります。それから、不法行為だと原告に立証責任がありますので、原告が、自分の受けた被害が不法行為に当たるということを全部証明しなければいけない。これは国際的には、例えばEU法ですと、差別に関しては、立証責任の転換がされる

んですね。差別があったということを推定させる事実について、申立人が、一応の証明をすれば、そうではないということを立証する責任は加害者のほうに移るんです。加害者側が、その異なった取扱いには客観的理由があるので、差別ではないということを立証しなければいけないんですね。そこで立証責任を転換するわけです。各国法でそのような立証責任の転換も国内法に取り入れているんですね。そこが大きく違うと思います。

それから、救済ですよ。今お話のあったとおり、不法行為が金銭賠償しかなくしかも額もかなり低いということなので、原告が失った被害に見合うような救済が出ていないわけですよ。これがきちんとした差別の問題、人権侵害だということがきちんとして認識されて位置付けられれば、それこそ、損害賠償額はもっと高くあるべきだし、再発防止の様々な策を命じる諸外国の国内人権機関のような策を命じられなければいけないですよ。ですから、私はやはり、セクハラは、不法行為という私人間の私法の問題ではなくて、差別問題、人権問題という公法の問題として、公法レベルで扱わなければいけない問題だと思います。

(角田) 私、1996年にミシガン大学ロースクールに留学して、アメリカでセクシュアル・ハラスメントの法理論を確立したキャサリン・マッキノンさんという女性のところで勉強しました。当時は、日本ではセクシュアル・ハラスメントについて、教えてくれる人はあまりいなかったの、行ったわけなので、そのときに言われたことがありました。私、日本で不法行為法でやっていると言ったんですよ。あんた馬鹿ねとは言わなかったけれど、不法行為ではだめだよと。あれは違うのと、対象がね。これは性差別の問題なんだから、不法行為のところでやる問題ではないんですよと言われたわけです。

それは、彼女が1978年かなんかに書いた最初の「セクシュアル・ハラスメント・オブ・ワーキングウィメン」の中にも書いてあります。最初のころは、私言われたときに、1996年ぐらいだったから、まあまあうまくいっていたと、自分で思っていたわけですよ。だから、何で、キャサリン・マッキノンさんが私に、不法行為でやっていたらだめって言ったのか、よくわからなかったんですよ。うん？と思って聞いていたんですけど、いつわかったかという、自分でだんだんやってくる中で、不法行為というのは行き詰まりだということがわかったときに、キャサリン・マッキノンさんが私に、あんただめだねって言ったんだということが実はよくわかった。そのことが、30年経って財務省の事案に出会ってますますよくわかったと。つまり、私たちが30年やってきたことは、こういうことでかすぎなかったんだということを、これは半分冗談ですが福田さんに私は感謝です。よく教えてくれたなということですよ。

(相原) 国内法が整備されて、国内の人権救済機関ができれば理想的ですし、私たちが作っていかねばいけないという認識を新たにしているところですが、先ほどのお話で、フランスですらでも3人に1人しか被害を明らかにできない実情があるということに関連

して、林さんにお伺いしたいのですが、禁止法や人権救済機関ができたとしても、紙上りレートークに出てきたように、組織の中で個人の被害を申告することには、まだハードルが残ると思われます。この点、克服していく方策などは何か考えられますか。

(林) 一つは、孤立しないというか、させないということだと思います。私は今、被害者の支援団体のインタビュー調査もしているのですが、そこで「#MeToo といっても、みんな声あげられませんか」と質問したら、「支援する立場からすると、でもやっぱり声をあげていただきたい。安心して声を上げられる状況を作る、声をあげた人を支援団体や、周囲の人たちがちゃんと守るということを積み重ねてそういう状況を作っていくことが一番重要だ」という話がありました。4月の財務省の件でも、私が最初に心配したのは、テレビ局の中で声をあげた女性が孤立しないかということでした。バッファーというか、その人のまわりにその人と気持ちを通い合わせて支援していく人たちがいれば、日本の社会、本当にバッシングひどいですがけれども、もうちょっと安心してとは言わないですがけれども、声を上げやすくなる。そういう状況をめざしたいと思います。

私たちの団体ではいろいろ対外的活動もしていますけれども、もう一つは、安心して喋れる内部の環境を作ることも重要です。会ってお喋りするだけでエンパワーメントになるんですよ。それぞれ職場で孤立したりしている人たちが、他の会社の人と会って、「あなたのところもそうなの？」みたいな話をしているだけで、ちょっと気持ちがアップするということは、既にこの半年間で感じています。そういうようなレイヤーがいっぱいできればいいんじゃないかなというふうに思います。

(相原) ありがとうございます。もう終わりに近づいていますが、角田さんから、教育についての展望に、希望を持たれるという、お話がありましたが、どんな人に、どんな教育が必要かというあたりについては、いかがでしょうか。

(角田) セクハラをどうするかという、何かの希望ないかと言われたんですね。私、不法行為でやっていて、希望なんかはないと言って自分のかつての依頼者に怒られちゃったんですけど、それでやっぱり一つ大きいのは教育で、子どもに対する教育だと思うんです。子どものときから、ちゃんと人権教育、差別をしてはいけないと。女性差別だけじゃない。差別をしてはいけないということを子どものときからちゃんと教える。子どもにわかるようにね。ということが一つ。これは例えば1989年に福岡で提訴したときに、あの段階でそういうことに私が気がついていて、賛成する人がいて、子どもの教育からやりましょうねと。30年、ワン・ジェネレーション経っているんだから、もうちょっと社会は変わっていったんじゃないかなと、しまったと思うことが一つ。

それから、でも子どもの教育ってなかなか大変だし、今既に法律に携わっている大人、特に男の大人をどうやって教育するかということ。大問題なんです。そこで誰が調停員に



なってやるかという問題、すぐ出てくるわけでしょう。そしたら、今の裁判官と同じレベルの人が出てきたんじゃないわけですね。だから、急いでやる必要があるのは、法律関係、法学部とかロースクールとか、あるいは司法研修所という、そういうところで実践的なジェンダー教育をやるということが非常に大事じゃないかと思っていて、その二つが、私が教育とって考えている問題です。

(相原) ありがとうございます。この点、海外では何か先進的な事例や制度などがありますか。

(申) そうですね。先ほどから幾つかの国の国内人権機関の例を挙げていますが、非常に広い任務を持っていて、差別の申立ても受け付けますし、あと日常的に、何が差別ですよ、セクハラですよということをきちんと周知徹底する活動をしているんですね。いろいろな人権教育とかセミナーの活動もしていますし、あと、例えばこれはイギリスの委員会の使用者向けのガイダンスのガイドラインですけども、何がセクハラかということの中でわかりやすく書いているんですね。セクハラの特徴ですとか、具体例、どうこうをするとセクハラになりますということをきちんと書いてあって、7、8ページの非常に読みやすい文章がウェブに上がっていて、誰でも見られるようになっている。

また、呼ばれば企業にまで委員会のメンバーが行って、セクハラ研修をすることもやっているんですね。そういう形で、何がいけない、セクハラかということ国内人権機関が周知徹底する仕事をしているという、それがすごく大事な点だと思います。なおかつ差別の事案に対して、教育を含めた措置を命令するということですね。

日本の場合、今年の財務省の騒ぎで、セクハラ罪というのはないというのが閣議決定までされて、開き直っている場合だろうかと思ってしまう。日本には確かに刑法の規定としてはないとしても、違法だということは、少なくとも最低限のラインとして認めなくてはいけないんですよ。そのラインすら、日本でわからないような状態です。ですから、こういうことがセクハラに当たって違法であるという、そういう最低限の法的根拠を作るべきですし、角田先生がおっしゃったような、子どもや、また法律関係者への人権教育というのは本当に急務だと思います。

(相原) 本当に中身の濃いお話で、まだまだお聞きしたいのですが、お時間の関係もあるので、最後に会場の皆さんへのメッセージや、今後の展望、言い足りないことなどがありましたら、御発言いただけたらと思います。角田さん、いかがでしょう。

(角田) もう好き勝手言いましたので、言い足りないことは残っていないのですが、でも、頑張るというのはあまり好きじゃないんですけども、時々セクシュアル・ハラスメントについて、真剣に私たちが考えて、どうするのかということを議論する機会

を持ちたいと思うんです。セクハラというのは、実は財務省の事件がなかったら、何となくみんな知っていて、もう飽きちゃったテーマだったかもしれないんです。そういう意味ではこのリバイバルについて、半分まじめに福田さん、ありがとうと私言わなければいけないと思うのですが、あのことをきっかけにして、今までやってきたことについて、よく検証してやっていくということが、これからも必要ではないか。

そして、そのときに日本の国内だけじゃなくて、外国では既にこんなことになっているの、私たち一番ビリなんだよということをよく知る必要があると思うんですね。12月のはじめには、例のダボス会議のジェンダーランクが出てくるようですので、それで乞うお楽しみということかもしれないですけども、笑ってないで、真面目にこの国をどうするかということを考えていきたいと思っています。

(相原) 林さん、いかがですか。

(林) 私たちの団体は、セクハラの実害者もいますので、女性だけに参加者を限っていますけれども、このジェンダーの問題、当然ですが、男性も当事者であるということが非常に重要だと思っています。今日、会場に男性の方もたくさんいらっしゃって、とてもうれしいのですが、この問題がやりにくいのは、結局差別であって男性のほうが高下駄を履いているという問題なので、男性に「すみませんけれども、あなた高下駄履いていますから、ちょっとそれに気づいて脱いでもらえませんか」と言わなければいけない。それがすぐ男女の対立みたいになってしまう。だけど、男性だって高下駄の上でフラフラしているぐらいだったら、一緒に脱いで好きなようにやりましょうよというほうが、いい社会だし、ずっと自由で楽しいんじゃないかと思います。

ちょっと抽象的な言い方ですけども、そういう観点から、ぜひ男の人たちも一緒になって、この問題を変えていきたい、男の人たちこそ主人公になって、変えていっていただけたらなと思っています。

(相原) ありがとうございます。申先生、最後にいかがでしょうか。

(申) 男性も関係するというのは全くそのとおりで、私のお配りしたパワーポイントの資料の18/87ですけども、アメリカのEEOCに負託された事案で言うと、セクハラのうち、去年だと15%は男性からの申立てなんですね。ですから、被害者は男性でもあり得るし、加害者も女性でもあり得るということになります。

それから、先ほどのアンケートの結果を聞いていまして、本当に深刻な事例がたくさんあって、よくもこれだけの被害が起きて、訴訟になっているのは本当にごく一部だと思うんですけども、それも訴訟をやるだけのエネルギーが残っている人がかろうじてやっている。なおかつ救済も非常に低いというような状況ですよ。

私たちはやはり、これは決して国際的にみて普通の状況ではないというのは、認識する必要があります。日本にいて、日本のニュースだけ読んで、日本のニュースだけ聞いていると、これが国際的にもこんなものなのかなと錯覚してしまいそうになるのですが、全然そんなことはありません。特に差別禁止、より広く人権について言うと、日本は本当に遅れているんですね。女性差別、セクハラもそうですし、人種差別もそうで、今非常に拙速に外国人労働者を入れようという議論をしていますけれども、技能実習生の虐待とかが明らかになっている中で、政府は人権の議論をほとんどしません。

ですから、やはり根本的に、差別の問題、人権問題ということをもう少し真剣に捉えて、本当に日本が先進国であると自称するのであれば、きちんとした法制度で、人権を守れる社会にしていかなければいけない、そういう意味で今年起きた様々な事件の顛末は、日本の現在地というか、これからの課題、宿題をたくさん見せてくれたわけですが、このままではいけないと思います。

(相原) どうもありがとうございました。今日は本当に貴重なお話を伺わせていただきました。財務省の事件でも勇気を持って告発した記者さんのお話から、こうやって広がりをもって、本当に日本がひどい状態にあるということを改めて突きつけられたわけですが、今日の角田さんのお話にあったように、私たち法律家は、本当の被害者の救済は何かということに真摯に向き合ってくるのが足りなかったと反省させられます。

ただ、本日、会場には男性の方が相当数参加しておられますが、この問題はいかに男性とも問題意識を共有して、一緒に向かっていくかということが大事だと思いますので、そこに展望が見出だせるように思います。パネリストの皆様、今日は本当にどうもありがとうございました。これでパネルディスカッションを終わりにさせていただきます。

## V 閉会挨拶

### 日弁連両性の平等に関する委員会特別委嘱委員 山本 真由美

(山本) 皆様、貴重なお話をどうもありがとうございました。セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害でありまして、もちろんそれは男性や女性、そしてセクシュアルマイノリティ、いろんな属性の人に対する差別でもあります。今回、特にフォーカスしたのが、女性に対してのセクシュアル・ハラスメントでしたが、男性から女性へのセクシュアル・ハラスメントが起きる構造としては、雇用において、女性のほうが男性より弱い立場に置かれていることが問題であるということが浮き彫りになったと思います。もちろん男性に対する女性から、もしくは同性からのセクシュアル・ハラスメントも許されない人権侵害であると私たちは認識しております。

セクシュアル・ハラスメントというのは、今回のシンポジウムにおいて、個人間の問題

とか、職場のトラブルとか、人間関係の問題や恋愛関係のもつれなどという単純なものではなくて、その根底には女性差別、女性蔑視が含まれているということを明らかにできたいと思います。

被害者の長期間にわたる苦しみというところも、今回少し触れられたと思うのですが、セクシュアル・ハラスメントが強制性交に至らない場合であっても、何十年と PTSD に苦しんでいたり、いつもフラッシュバックと闘っていたり、ということも十分あり得ます。そういった被害の長期化、深刻化の中で何を救済とするか、角田先生からもお話がありました。不法行為構成だけではなくて、金銭賠償以外の解決も考えていかなければならないと思いました。

そのためには、申先生からのお話がありましたように、諸外国のようなセクハラ禁止法を作って、林さんからのお話がありましたように、被害者が声をあげても、絶対バッシングされないような社会を作る、そういったことが大切になってくるかと思います。

まだ、法律ができていない現段階においては、まずは被害者を作らないということも重要ですが、被害者が出てしまった場合には、2次被害に遭わないような取組も必要です。そして、まだ人権救済機関があまりないので、日本では裁判という手段になると思いますが、裁判でも被害者が十分に被害回復できるように、現在の枠組みの中でも、我々弁護士がより一層工夫と努力を重ねて、被害者とともに闘っていくように、努力を重ねていきたいと思っています。

まだまだいろいろと考える点や取り組むべきことはありますが、本日はこれですべてのプログラムを終了したいと思います。皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。

これをきっかけにセクシュアル・ハラスメントについて、さらに深い議論がなされればと思います。なお、アンケートをお配りしておりますので、できれば御記入いただいて、出たところに回収する箱がありますので、そちらのほうに、忌憚のない意見を書いていただければ、私どももそれを参考にして、より一層精進してまいりたいと思います。それでは、パネリストの皆様にもう一度大きな拍手をお願いします。

それでは、本日は以上になりますので、皆様、お忘れ物ないようにお帰りください。どうもありがとうございました。